

下関市立市民病院医療機能分析等支援業務 仕様書

1 業務名称

下関市立市民病院医療機能分析等支援業務

2 目的

下関医療圏における地域医療構想を推進し、将来も持続可能な医療提供体制を構築するため、調整会議における議論をまとめた下関医療圏地域医療構想調整会議中間報告（高度急性期・急性期機能編 Ver.1.0）（以下「中間報告」という。）に基づき、二次救急医療を担う4病院（以下「4病院」という）における再編の議論を円滑に進めるため、下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）に関連した医療機能分析等を実施することを目的に業務委託するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

本委託業務は、山口県地域医療構想及び中間報告を踏まえて行うこと。また、業務を実施するなかで、市の求めに応じて適宜データ等を提供すること。

（1）市民病院における現状の課題整理

下関医療圏における市民病院の既存医療提供体制及び経営課題等を整理すること。

（2）市民病院再編にあたっての課題整理

下関医療圏において、市民病院が再編をする際の課題を、現在の医療提供体制、経営形態、法的観点等から整理すること。

（3）上記課題を踏まえた市民病院再編に向けた調査・分析

上記課題を踏まえ、再編を行うことを前提とした市民病院の在り方について専門的な知見から整理するとともに、経営収支や他の病院への影響をシミュレーションすること。また、再編に必要な調査・分析を自ら提案すること。

（4）その他、議論の進捗状況に応じ市が指示する事項

議論の進捗状況に応じ、本業務における必要な調査・検討事項が発生した場合、双方協議の上実施すること。

5 提出書類（成果物）

成果物として次に掲げる各提出書類について、作成後速やかに、提出期限内に提出をすること。なお、成果物については印刷・製本（各10部）し、電子媒体（エクセル、ワード、PDF等）一式と併せて市に提出すること。

提出書類	提出期限
4（1）に規定する課題を整理した書類	令和5年3月20日（月）
4（2）に規定する課題を整理した書類	令和5年3月20日（月）
4（3）に規定する調査・分析をまとめた書類	令和5年3月20日（月）
4（4）に規定する書類	協議の上定める

6 その他

- （1）本業務により得られた成果は、市に帰属するものとする。市は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする（重点支援区域の技術的支援を行う事業者に対して提供する場合を含む）。
- （2）業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協力と確認のもと進めなければならない。また、厚生労働省からの技術的支援に対し十分な理解をし、整合性を図りながら進めなければならない。
- （3）打合せ等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含むものとする。
- （4）本仕様書において、記載されていない事項又は業務上疑義が生じた場合、市と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。